働く女性のライフ・キャリアプラン応援事業自主セミナー助成金　よくある質問（令和６年度用）

令和６年８月２６日現在

大項目	小項目	No
申請・実績報告	申請要件	１～
	申請方法	４～
	記載方法	７～
	提出書類（雇用保険）	１２～
	提出書類（雇用契約書）	１４
	提出書類（就業規則）	１５～
	提出書類（事業所一覧）	２１～
	提出書類（会社案内又は会社概要）	２４
	提出書類（住民票）	２５
	提出書類（印鑑証明書）	２６
	提出書類（都税の納税証明書）	２７～
	提出書類（委任状）	３２
	提出書類（出勤簿等）	３３
	提出期限	３４
助成事業	開催方法	３５
	講師	３６～
	研修資料	３８
	参加者	３９～
	助成金額	４１
	撤回・中止	４２～
その他	その他	４４

働く女性のライフ・キャリアプラン応援事業自主セミナー助成金　よくある質問（令和６年度用）

令和６年８月２６日現在

No	大項目	小項目	質問	回答
1	申請・ 実績報告	申請要件	企業等の代表者が複数いる場合は、そのうち一人が別企業の代表として本助成金を申請したことがあっても、申請できるのか。	申請できません。複数代表のうち、既に本助成金を申請したことのある代表者がいる場合は、その代表者が申請してください。ただし、１人の代表ができる申請は、１年度につき１回までです。
2	申請・ 実績報告	申請要件	Ａ社とＢ社の代表に就いている者が、それぞれの企業で申請できるのか。	申請できません。１人の代表ができる申請は、１企業かつ１年度につき１回までです。 質問のケースでは、Ａ社かＢ社かどちらかを選択し、申請してください。
3	申請・ 実績報告	申請要件	常時雇用する労働者に役員は含まれるか。	役員は労働者に含めません。ただし、例外としてハローワークで「兼務役員」として認められている場合は労働者とみなされますので、兼務役員であることを証明する書類（兼務役員実態証明書等）の写しを提出してください。
4	申請・ 実績報告	申請方法	Ｊグランツで電子申請したいが、どのようにしたらよいか。	Ｊグランツを利用するには、法人共通認証基盤「ＧビズＩＤ」のアカウント（ｇＢｉｚＩＤプライム）の取得が必要です。デジタル庁のＧビズＩＤ運用センターによる審査があり、アカウントの取得に時間がかかるため、早めのＩＤ取得をお勧めします。
5	申請・ 実績報告	申請方法	代理人に委任することを考えているが、Ｊ グランツで申請できるか。	代理人に委任する場合は、Ｊグランツでの申請はできません。郵送で申請してください。
6	申請・ 実績報告	申請方法	交付申請は Ｊ グランツで行ったが、実績報告は紙（郵送）で行いたい。可能か。	交付申請と実績報告は同じ方法で行ってください。
7	申請・ 実績報告	記載方法	企業等の所在地はどのように記載したらよいか。	登記簿の本店欄のとおりに記載してください。
8	申請・ 実績報告	記載方法	担当者は誰を記載したらよいか。	提出した書類の内容が分かる、申請企業の役員や労働者を記載してください。申請企業以外の役員や労働者、委任を受けた代理人を担当者とすることは認められません。
9	申請・ 実績報告	記載方法	個人事業主の場合は、個人の住所地も記載しなければならないのか。	個人事業主の場合は、住民票に記載された住所も併せて記載をお願いします。（「企業等の所在地」の上部の空白部分に「個人の住所地」と記載し、住民票の表記通りに記載をお願いします。）
10	申請・ 実績報告	記載方法	合同会社の代表社員が法人だった場合、代表者職・氏名はどのように記載すればよいか。	代表社員である法人の名称に加え、職務執行者の氏名を記載してください。

働く女性のライフ・キャリアプラン応援事業自主セミナー助成金　よくある質問（令和６年度用）

令和６年８月２６日現在

No	大項目	小項目	質問	回答
11	申請・ 実績報告	記載方法	各様式に捨印は押印する必要があるか。	可能であれば、押印が必要な各様式の欄外余白に捨印を押印してください。様式に記載された内容について軽微な修正が生じた場合に、ご担当者に連絡の上、ご了承いただいてから捨印修正させていただくことがあります。
12	申請・ 実績報告	提出書類 （雇用保険）	都内に複数の事業所がある場合、雇用保険適用事業所設置届は何を提出したらよいか。	事業所ごとに手続きを行っている場合は、都内事業所分を全て提出してください。いずれか一か所で一括して手続きを行っている場合は該当事業所分のみ提出してください。
13	申請・ 実績報告	提出書類 （雇用保険）	都外に本社があり、雇用保険の手続きを全て本社で一括して行っている場合（都内に雇用保険適用事業所がない場合）は申請できるか。	以下の場合は申請が可能です。(１)(２)のいずれもない場合は申請できません。 (１)常用労働者がいる事業所が、雇用保険適用事業所非該当となっている場合は、都外本社の雇用保険適用事業所設置届に加え、都内事業所の雇用保険事業所非該当承認通知書を提出してください。 (２)常用労働者がいる事業所が、労働保険継続事業の被一括事業とされている場合は、都外本社の雇用保険適用事業所設置届に加え労働保険継続事業一括認可等通知書を提出してください。
14	申請・ 実績報告	提出書類 （雇用契約書）	常時雇用する労働者の定義のうち、有期雇用の場合、「採用の時から１年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者」とあるが、申請時点で採用から１年を超えていない場合には、雇用契約書に更新予定ありと記載されていれば良いのか。	採用の時から１年を超える時点まで労働契約が結ばれていることが分かる雇用契約書又は労働条件通知書の写しを提出してください。提出された書類により、「採用の時から１年を超えて引き続き雇用されると見込まれる」か否かの判断を行います。 なお、「更新予定あり」としか記載がない場合は、引き続き雇用される見込みがあるとはみなしません。
15	申請・ 実績報告	提出書類 （就業規則）	労働基準監督署への就業規則その他社内規程の届出は、常用労働者１０人未満でも必要か。	必要です。申請書提出までに、労働基準監督署への届け出を行ってください。届け出を行っていない場合は、申請できません。
16	申請・ 実績報告	提出書類 （就業規則）	就業規則に押印されている、届出印のある部分は提出しなくてもよいのか。	届出印がある部分も併せて提出してください。
17	申請・ 実績報告	提出書類 （就業規則）	都内に複数の事業所がある場合、就業規則は全事業所分提出する必要があるか。	必要ありません。主たる事業所の就業規則のみ提出してください。
18	申請・ 実績報告	提出書類 （就業規則）	都外にも事業所がある場合、都外事業所のみに適用の就業規則の提出は必要か。	必要ありません。都内事業所に適用の就業規則のみ提出してください。

働く女性のライフ・キャリアプラン応援事業自主セミナー助成金　よくある質問（令和６年度用）

令和６年８月２６日現在

No	大項目	小項目	質問	回答
19	申請・ 実績報告	提出書類 （就業規則）	就業規則の届出を e-Gov 電子申請で行った場合に、労働基準監督署の受付印が押印されていなかった場合、何を提出すればよいか。	e-Gov 電子申請で届け出を行った場合は、受付印がついた控えをダウンロードできます。まずは e-Gov 電子申請のマニュアル等をご確認ください。その上で受付印がついた控えがダウンロードできない場合は、就業規則全文と併せて以下の書類をご提出ください。 （１）e-Gov 電子申請システムの状況確認画面（提出完了）の写し（提出した書類名が表示されていること。申請者名と企業名が異なる場合は提出代行証明書） （２）届け出た就業規則（変更）届
20	申請・ 実績報告	提出書類 （就業規則）	就業規則のほかに規程を定めている場合、提出する必要があるか。	付属規程は提出不要です。就業規則本則のみ提出してください。
21	申請・ 実績報告	提出書類 （事業所一覧）	派遣労働者も労働者に含むのか。	派遣先企業の場合、派遣労働者は労働者に含まれません。自社で直接雇用する者を他社へ派遣している場合は労働者に含みます。
22	申請・ 実績報告	提出書類 （事業所一覧）	短期パート、アルバイトも労働者に含むのか。	含みます。雇用期間、雇用形態を問いません。
23	申請・ 実績報告	提出書類 （事業所一覧）	経営者、役員も労働者数に含むのか。	経営者、役員は労働者数に含みません。
24	申請・ 実績報告	提出書類 （会社案内又は会社概要）	提出書類に「会社案内又は会社概要」とあるが、会社のパンフレットやホームページがない（作成していない）場合はどうすればよいか。	(１)会社名 (２)代表者名 (３)所在地名（登記上の本店所在地ほか全ての事業所） (４)事業内容が分かるもの が記載されたものを作成して提出してください。
25	申請・ 実績報告	提出書類 （住民票）	個人事業主の提出書類に「住民票記載事項証明書」とあるが、必要事項は何か。	(１)代表者の住所 (２)氏名 (３)生年月日 です。直近で転居している場合は、転居前の情報が必要な場合があります。 代表ご本人の本籍、筆頭者、個人番号のほか、同一世帯者の情報は不要なので省略としてください。
26	申請・ 実績報告	提出書類 （印鑑証明書）	個人事業主の場合でも、印鑑登録証明書は必ず提出しなければならないのか。	必ず提出してください。なお、申請及び実績報告時の書類には登録された印鑑を押印してください。

働く女性のライフ・キャリアプラン応援事業自主セミナー助成金　よくある質問（令和６年度用）

令和６年８月２６日現在

No	大項目	小項目	質問	回答
27	申請・ 実績報告	提出書類 （都税の納税証明書）	個人事業主で、代表の居住地の区市町村と事業所のある所在地の区市町村が異なる（いずれも都内）場合、個人都民税の納税証明書はどのように提出すればよいか。	いずれも都内であれば、居住地と事業所地、それぞれの管轄区市町村で個人都民税の納税証明書を入手し、提出してください。 なお、非課税の場合は、課税されていない理由が分かる書類（非課税証明書、確定申告書及び所得税青色申告決算書の写し等）を提出してください。
28	申請・ 実績報告	提出書類 （都税の納税証明書）	個人事業主で代表の居住地が都外の場合、個人都民税の居住地分の納税証明書は提出できないが、この場合はどうすればよいか。	都外に居住している場合、都内事業所地について個人都民税の支払いを確認しますので、都内事業所地の納税証明書を提出してください。なお、非課税の場合は課税されない理由が分かる書類（確定申告書及び所得税青色申告決算書の写し、免除決定通知書の写し等）を提出してください。
29	申請・ 実績報告	提出書類 （都税の納税証明書）	非課税証明書に替えて、滞納処分を受けたことのないことの証明でもよいか。	滞納処分を受けたことのない証明は、滞納（未納）がないという証明にはなりません。課税されない理由が分かる書類（確定申告書及び所得税青色申告決算書の写し、免除決定通知書の写し等）を提出してください。
30	申請・ 実績報告	提出書類 （都税の納税証明書）	特定非営利活動法人（NPO 法人）で、収益事業を行っていないため、納税証明書が発行されない。この場合はどうすればよいか。	収益事業を行っていない場合は、 (１)定款 (２)都民税（均等割）免除決定通知書又は申請書（都税事務所の受付印のあるもの）の写し を提出してください。 なお、収益事業を行っている場合は、通常の法人と同様、法人都民税及び法人事業税の納税証明書の原本を提出してください。
31	申請・ 実績報告	提出書類 （都税の納税証明書）	社会福祉法人／学校法人等で、収益事業を行っていないため、納税証明書が発行されない。この場合はどうすればよいか。	収益事業を行っていない場合は、 (１)定款又は寄付行為 (２)決算報告書の写し を提出してください。 なお、収益事業を行っている場合は、通常の法人と同様、法人都民税及び法人事業税の納税証明書の原本を提出してください。法人都民税が非課税となっている場合は、 (１)法人都民税の課税・非課税の判定票 (２)確定申告書の写しを提出してください。
32	申請・ 実績報告	提出書類 （委任状）	委任状を提出するのはどのような場合か。	申請企業に代わって社会保険労務士等が交付申請書類又は実績報告書類を提出する場合は、必ず委任状を提出してください。

働く女性のライフ・キャリアプラン応援事業自主セミナー助成金　よくある質問（令和６年度用）

令和６年８月２６日現在

No	大項目	小項目	質問	回答
33	申請・ 実績報告	提出書類 （出勤簿等）	実績報告時点で、申請時に雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等を提出した者が退職している場合はどうすればよいか。	下記書類を提出してください。なお、退職日の翌日時点で、6 か月以上継続して雇用し、かつ雇用保険被保険者である都内勤務の労働者が１名以上在籍していることが事業継続の条件となります。 (１)退職した労働者の出勤簿（退職日までのもの） (２)退職した労働者の雇用保険被保険者喪失届（退職日がわかるもの） (３)(１)の退職日の翌日時点で、都内勤務で常時雇用する労働者について下記の書類 ①雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用） ※雇用保険被保険者の場合 ②雇用契約書又は労働条件通知書 ③出勤簿（実績報告日が１～１５日の場合は当月分と前月分、１６～３１日の場合は当月分のみ） （募集要項Ｐ１０参照） なお、退職した労働者の代わりとなる、上記要件を満たす労働者がいない場合は、助成対象外となります。
34	申請・ 実績報告	提出期限	実績報告書はいつまでに提出したらよいか	助成事業完了後（助成事業実施期間終了日）から２０日以内に提出してください（必着）。助成事業が完了した場合は、助成事業実施期間終了日を待たずに提出いただいて構いません。 （募集要項 P8 参照）
35	助成事業	開催方法	セミナーはオンラインで実施することはできるか。	可能です。実施にあたって注意事項がありますので、事前に問合せ先（はたらく女性スクエア（東京都労働相談情報センター青山事務所）自主セミナー助成事業担当：03-6427-7260）までご連絡ください。
36	助成事業	講師	卵子凍結に関するシンポジウム・セミナーを受講しないで説明を行うことは可能か。	可能ですが、卵子凍結に関する知識・情報を提供するパートで従業員が説明する場合は、正しい知識・認識を周知するために、シンポジウム・セミナーを受講した上で説明することを推奨します。 （募集要項Ｐ７参照）
37	助成事業	講師	社内に講師ができる人材がいる場合でも外部講師に依頼しなければならないか。	セミナーの全部又は一部のパートを外部講師に依頼して実施するセミナーが助成対象となります。セミナーの全てについて社内の人間が講義を行う場合は、助成対象となりません。 （募集要項Ｐ７参照）

働く女性のライフ・キャリアプラン応援事業自主セミナー助成金　よくある質問（令和６年度用）

令和６年８月２６日現在

No	大項目	小項目	質問	回答
38	助成事業	研修資料	セミナーで使用する資料は、都から提供されている資料以外のものを使用してもよいか。	卵子凍結に関する知識・情報を提供するパートは、必ず都が提供している資料を使用してください。 （募集要項 P7 参照） 卵子凍結に関する知識・情報を提供するパート以外は、資料の指定はありません。ただし、資料を引用する場合は、複製禁止のページでないか確認する、出典を明記するなど、著作権侵害とならないよう注意してください。
39	助成事業	参加者	セミナーの欠席者に対しても、セミナーの内容を周知する必要があるか。	欠席者への周知は必須ではありませんが、情報提供を行うことを推奨します。
40	助成事業	参加者	女性のライフ・キャリアプラン形成をテーマとしたセミナーの参加について従業員の条件（人数・性別等）はあるか。	都内の全従業員を対象としてください。なお、女性従業員のみに限定せず、性別にかかわらず、都内に勤務する全ての従業員が参加できるものとしてください。 （募集要項Ｐ７参照）
41	助成事業	助成金額	外部講師への謝礼金が３万円だったが、助成金は ３ 万円になるのか。	実際にかかった金額にかかわらず、定額（４万円）です。
42	助成事業	撤回・中止	交付決定後に助成事業を中止した場合でも再度の申請はできるか。	事業を中止した場合は、再度の申請はできません。 （募集要項Ｐ１１参照）
43	助成事業	撤回・中止	業務多忙となったため、事業実施期間内に実施が出来そうもないが、事業を撤回できるか。	助成対象事業者要件を満たさなくなった場合は撤回が可能ですが、それ以外は撤回ではなく、事業の中止となります。 （募集要項Ｐ１１参照） 質問のケースでは、事業中止となりますので、中止の手続きをお取りください。
44	その他	その他	交付申請の際に委任状を提出している。担当者が業務多忙により対応ができないので、提出書類に関する都からの問合わせや追加書類提出については、委任した代理人と都でやり取りしてもらうことは可能か。	都が、申請企業から委任を受けた代理人の方とやり取りをすることはありません。申請企業が代理人に委任できるのは、書類提出権限です。提出書類等の内容に関する都からの確認・問合せには、申請企業の担当者に対応していただきます。

△　目次に戻る